

## 地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業 Q&amp;A

No	項目	質問	回答
1-1	事業趣旨等	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「強化促進事業」という。）への申請にあたり、本事業の申請は必須でしょうか。	必須ではありません。 提案大学における10年後のビジョンの実現に向け、国内外の社会課題解決や新産業創出などのイノベーションに貢献する施設の整備が必要であれば申請ください。
1-2	事業趣旨等	公募要領 p.1 において「なお、本事業は、別途、独立行政法人日本学術振興会により公募予定の強化促進事業による支援との相乗効果を生むことを念頭においております。」とありますが、本事業と強化促進事業はリンクしており、強化促進事業への申請のためには、本事業への申請が必要になるのでしょうか。	強化促進事業への申請にあたって、必ずしも、本事業への申請は必要ではありません。 一方、本事業に申請された者については、強化促進事業への申請を想定しています。
1-3	事業趣旨等	研究力の向上戦略に基づく取組が複数実施されているとして、例えば、本事業においては、その取組の一つに特化した施設整備を目的とした提案として応募し、強化促進事業においては、主としてほかの取組の実施を目的とした提案として応募することは可能でしょうか。	本事業の目的はイノベーションに貢献する施設の整備となり、各大学における研究力の向上戦略全体の一部として、イノベーションに資する取組のために本事業に申請いただくことが可能です。 ご質問のように、強化促進事業で別内容の取組も行われる場合は、施設整備に係る内容と強化促進事業で想定している内容の全体を、大学における研究力の向上戦略として構想してください。
1-4	事業趣旨等	本事業を申請する際における連携機関と、強化促進事業において計画している連携機関は同一でなければならないのでしょうか。	研究力の向上戦略の構想や連携先の検討が十分に進んでおり、連携機関が同一となることは望ましい状態ですが、強化促進事業で連携機関として想定している組織が本事業で整備する施設を利用しない場合も想定されることから、必ずしも、本事業と強化促進事業の連携機関を同一とする必要はありません。 ただし、本事業により、連携大学として施設整備を行った大学については、基本的には、強化促進事業においても連携大学又は参画機関として参画いただくことを想定しています。
1-5	事業趣旨等	本事業において海外大学や高等専門学校等の参画機関に対し事業費の配分はできないと理解しましたが、強化促進事業の方でも同様の整理となるのでしょうか。	本事業と強化促進事業の連動性の観点から、本事業の整理を踏まえつつ、事業設計委員会において検討を進めていきます。
1-6	事業趣旨等	併せて申請が必要となる強化促進事業の応募スケジュールを教えてください。 また、強化促進事業に採択されなかった場合、本事業の取扱い（採否等）はどうなるのでしょうか。	令和5年5月以降に公募開始予定です。 強化促進事業に採択されなかった場合でも、本事業の採否は変わりません。ただし、施設の有効な活用にあたって、強化促進事業の資金の活用を想定していた場合には、自己資金等を活用するなど、施設の効果的な活用が最大限図られるようにしていただく必要があることに留意してください。

1-7	事業趣旨等	「地域産業」というワードが含まれていることから推察すると、本事業は都心ではない地方の大学を念頭においた事業のようにも見えますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。	地域中核・特色ある研究大学の振興として、大学ビジョンに応じて、公募要領 p.1 の①～③に示すような機能の充実を求めているところであり、都心ではない地方の大学のみを念頭においた事業ではありません。
1-8	事業趣旨等	特定の地域内の大学同士で連携することは必要となるのでしょうか。	必ずしも特定の地域内の大学同士で連携を行う必要はありません。大学ビジョンの実現に向け、研究力の向上に向けて大学の何の機能を強化するために必要な連携をするのかをお考えいただいた上で連携先を検討いただければと思います。なお、研究力を活かした地域課題解決等に向け、地域大学での連携が重要であり、効果的である場合等は、地域内の大学同士での連携も考えられると思います。
1-9	事業趣旨等	本事業については、来年度も公募予定でしょうか。	補正予算であり、単年度事業として実施します。
2-1	申請方法について	公募要領 p.3 の連携機関について、どのレベルでの連携が求められるでしょうか。合意書等の作成は必要でしょうか。	合意書等について作成する必要はありません。提案大学と連携した研究力向上に係る活動を行うことについて責任を有する者の合意があれば構いません。なお、合意書等がある場合には、【様式 3-1】の 1. (6) の欄等にその旨を記載いただくことは可能です。
2-2	申請方法について	本事業では公募要領 p.3 に「連携大学」として、「(略)本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公私立大学」と書かれています。本事業では、施設整備のための経費を配分しない大学は、連携大学ではなく参画機関として記載するということでしょうか。後に申請予定の強化促進事業では連携大学として配分予定の大学で、施設整備の予定がない機関は連携大学・参画機関のいずれに整理して記載するのは適切でしょうか。	御認識のとおり、本事業により施設整備を実施しない大学については、強化促進事業で連携大学として申請を予定している大学を含め、参画機関として記載してください。なお、強化促進事業で連携大学として申請を予定している大学との組織的な連携内容については、その旨も明示しながら【様式 3-1】の 1. (6) の欄等に記載していただくことが可能です。
2-3	申請方法について	公募要領 p.3 の連携機関について、大学共同利用機関が含まれるとありますが、例えば、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構内にある研究所は対象となるのでしょうか。	対象となります。
2-4	申請方法について	【様式 3-1】 1. (6) においては、「連携大学や本事業により整備する施設を活用する参画機関がある場合」とあり、【様式 3-2】 2. (3) においては「提案大学及び本事業により整備する施設を活用する連携機関」とありますが、例えば、参画機関として海外大学と連携するが、本事業により整備する施設を使わない場合には、当該海外大学については記載しなくてよいでしょうか。	ご認識のとおり、施設の活用の見込みのない海外大学等については様式に記載する必要はありませんが、提案大学の研究力向上戦略に重要な連携である場合には、【様式 3-1】に記載してください。【様式 3-2】については、施設の利用に関する記載を求めていますので、記載不要です。
2-5	申請方法について	A 大学 (提案大学) の連携機関として本学が申請する場合に、別の B 大学 (提案大学) の連携機関となることは可能でしょうか。また、今後公募予定の、強化促進事業でも同様の扱いになるでしょうか。	可能です。ただし、複数の申請に関わる大学には、当該大学に対し、各申請内容の妥当性や実現可能性、全申請を通じた当該大学の研

		うか。	究力向上に関する効果等を確認することとしており、1つの大学が複数の提案に参画したことにより、連携機関としての役割を十分に果たせない等がないようにしてください。 強化促進事業での取扱いについては、本事業の取扱いを踏まえ、基本的には同様の取扱いとすることを想定していますが、事業設計委員会において検討中ですので、最終的な取扱いについては、今後、公募等を行う強化促進事業の制度設計を改めてご確認ください。
2-6	申請方法について	「提案大学及び連携大学がそれぞれに整備する場合」についても申請は可能だが、提案した研究力向上戦略の下で「連携効果や連携機関の研究力向上が見込めること」が求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘に加え、提案大学及び連携大学がそれぞれに整備する場合は、研究力向上戦略との関係で、その妥当性や有効性も重要になります。
2-7	申請方法について	大学ビジョンの実現にあたり複数の参画機関が必要な場合、公募要領様式 p.2 の参画機関の欄に2つの機関を記載することは可能でしょうか。	複数の参画機関がある場合には、参画機関の欄を追加して、それぞれの参画機関について記載してください。その際、連携大学がない場合には、当該欄については削除してください。
2-8	申請方法について	提案大学が本学敷地内に施設を建設した上で、連携大学が、連携大学の施設として、本学敷地内に建設する施設を要求することはできるでしょうか。	提案大学及び連携大学において合意できていれば、連携大学が、その施設として、提案大学の敷地内に施設整備を行うことは可能です。 ただし、連携大学が整備を行った当該施設の本事業完了後も継続的な利用を担保する協定を結ぶなど、持続的な管理体制について検討してください。
2-9	申請方法について	公募要領様式に連携機関の責任者等の記載が求められる箇所がありますが、連携に係る取組が連携機関の特定部局に限定される場合、連携機関の責任者は当該部局長（センター長等）などでも構わないでしょうか。	本事業により施設整備を行う連携大学については、公募要領様式 p.1、p.2 ともに、連携大学の学長名を記載してください。 一方、公募要領様式 p.2 の参画機関については、施設の整備や利用を含めて、提案大学と連携した研究力向上に係る活動を行うことに責任を有する者を記載してください。例えば、センター長の責任で十分な連携が可能である場合には、ご質問のとおりセンター長名で差し支えありません。
3-1	申請書の記載・様式について	【様式1～4】作成にあたり、文字以外に図、表、グラフなどを貼り付けることは可能でしょうか。	分かりやすさの観点から、図、表、グラフなどを用いていただくことは可能です。
3-2	申請書の記載・様式について	【様式3-2】全体5ページとありますが、別添2・3・4・5を含めて5ページにまとめるということでしょうか。	別添を除いていただいた上で5ページとしてください。
3-3	申請書の記載・様式について	【様式4】の「その他確認事項」の担当者連絡先に記載する「担当者」とは、事業に直接関与する大学内の部局長でしょうか、実務担当者でしょうか。	【様式4】の「担当者」は、文部科学省からの事務的な確認を行うことができる実務担当者を想定しています。
3-4	申請書の記載・	公募要領様式の p.19 には「当初予定していた資	そのとおりです。

	様式について	金に満たない場合における事業実施の対応について」チェックする欄もありますが、「提案大学及び連携大学がそれぞれに整備する場合」については、資金によっては整備内容の一部だけを整備する場合も含め「整備する」にチェックすればよいでしょうか。	
3-5	申請書の記載・様式について	公募要領様式で求められている別添以外に申請内容のエビデンスや補助のための説明用ポンチ絵や整備工程表などは、別図として申請書と併せて提出することは可能でしょうか。	できません。
3-6	申請書の記載・様式について	公募要領様式別添に関する経費の算出根拠資料等は必要でしょうか。	申請時点では不要です。
3-7	申請書の記載・様式について	本事業により整備する施設全体の規模・機能・経費等【別添1-3】に記載する「調査設計費」や「建設工事費」等について、金額の根拠となる資料は別途添付する必要はあるでしょうか。	申請時点では不要です。
3-8	申請書の記載・様式について	提出する施設図面のイメージはどのレベルのものを求められるのでしょうか。書式例や記載例はあるでしょうか。	書式例や記載例はありません。 可能な範囲で詳細なものを提出いただければと思いますが、最低限、面積・機能等といった施設の概要がわかるようにしてください。
3-9	申請書の記載・様式について	建物建設費を積算するにあたり、ZEB (Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)) や省エネ対応などについて、指定はあるでしょうか。	指定はありません。 ただし、当該対応を行う場合には、その旨を申請書に記載いただき、それに要する費用等も明らかになるように記載してください。
3-10 ※3/7 追加	申請書の記載・様式について	【様式1】の下部に【提案大学の責任者及び担当者】という欄がありますが、担当者とは、どのレベルを想定していますでしょうか。	「責任者」は実務担当部署の責任者、「担当者」は、文部科学省からの事務的な確認を行うことができる実務担当者を想定しています。責任者及び担当者のいずれも記載してください。 なお、当該箇所の担当者と【様式4】の提案大学の担当者は一致することを想定しています。
4-1	研究力の向上戦略の骨子	公募要領の p.4 (2) 申請内容の I. (ア) の「研究力」とは、大学全体のことでしょうか、それとも特定の分野に関したことでしょうか。	本事業では、既に強み・特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張いただくことを支援したいと考えています。 特定分野の研究を推進する拠点事業のイメージだと狭すぎますので、大学ビジョンの実現に向け、既にある強み・特色ある研究拠点を更に発展・拡張させていく範囲をそれぞれお考えいただければと思います。
4-2	研究力の向上戦略の骨子	公募要領 p.4 (2) 申請内容の I. (ア) の具体化されたプロセスについて、後に続く括弧書きはプロセスでなく、戦略のように考えられるが、プロセスについて具体的にはどのようなことを想定でしょうか。	研究力の向上戦略として、主として、研究力が向上した10年後の大学ビジョン及びそこに至るまでのプロセスについて記載するようにしていただければと思います。 プロセスについては、括弧書で記載しているものも含め、解決すべき課題や解決方策の方向性について可能な範囲で具体

			的に記載してください。
4-3	研究力の向上戦略の骨子	公募要領 p.5 (3) 審査の観点の①「研究力の向上戦略の骨子」に関する審査の観点の中に、実績を踏まえた研究力の向上戦略の実現可能性や優位性・発展性とありますが、「優位性・発展性」とはどのように評価するでしょうか。「優位性・発展性」についての具体例はあるでしょうか。	大学ビジョン自体の優位性ととも、それを実現するにあたっての研究拠点等の実績やプロセスを推進するための優位性、大学間連携の有効性等を踏まえ、総合的に判断します。
4-4	研究力の向上戦略の骨子	【様式3-1】1. 研究力の向上戦略の骨子(2) 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等について： 今回申請する事業分野に関する研究や拠点でしょうか。その他の分野の拠点も含むでしょうか。	本事業が、既に有している強みや特色ある研究拠点等を核とした経営戦略の下、研究力強化に向け、更なる展開を図っていただくための事業となりますので、当該欄には、今回の研究力の向上戦略のベースとなる強み・特色として説明できる拠点等について記載してください。
4-5	研究力の向上戦略の骨子	【様式3-1】1. 研究力の向上戦略の骨子(3) その他の実績等について、申請する分野以外の強みである分野の実績も盛り込んでよいでしょうか。	研究力の向上戦略の実行にあたって実現可能性を補足できるような実績であれば、盛り込んでいただいて構いません。
4-6	研究力の向上戦略の骨子	【様式3-1】1. 研究力の向上戦略の骨子(5) プロセスを推進するための優位性について、「大学ビジョンの実現に至るまでのプロセスを進めるにあたっての優位性を記載」とありますが、申請分野以外の分野への波及も含めるでしょうか。	当該欄には、研究力の向上戦略を実行するにあたって、当該大学が戦略を進める上で優位となる条件・環境等を記載してください。 一方、研究力の向上戦略の骨子の内容には、大学の持続的・発展的な経営の観点から、他に強みとなっている（又は新たに強みとしていく）分野への波及効果についても記載いただいても構いません。
4-7	研究力の向上戦略の骨子	「強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公立大学」とあります。これら具体的な事業以外、“等”にあたる事業名一覧などあるでしょうか。	事業の一覧はありません。 各大学において、強みや特色ある研究・社会実装の拠点として考える取組の実績等として、公募要領 p.4 の「3. (2) 申請内容 I. (ウ)」に基づき記載いただくことで、提案の内容を審査します。
4-8	研究力の向上戦略の骨子	現在、WPI も COI-NEXT も実績がない状況です。令和5年度公募において、新たに COI-NEXT とあわせて申請できないかと検討しています。 このような場合でも、10年後のビジョン、既存の研究力を向上させていくこと、そのための経営改革を行なっていくこと等が明確であれば申請可能でしょうか。	申請可能です。WPI や COI-NEXT についてはあくまで例示となりますので、公募要領 p.4 の「3. (2) 申請内容 I. (ウ)」を踏まえつつ、類似するものを有していることを可能な範囲で説明するようにしてください。
4-9	研究力の向上戦略の骨子	拠点等の性質に応じて記載することとなっている「強みを持つ特定の学術領域における論文創出数や論文の被引用数」に関して、論文数や被引用数を算出するのは、Web of Science の ESI22 分野に限るでしょうか。	限りません。一方で、算出に用いたツール・出典は示すようにしてください。
4-10	研究力の向上戦略の骨子	「Top10%補正論文数の割合や自然科学系の全論文数に占めるシェア」とは、何を分母（日本、世界、自大学）とした割合を示すことを求めているのでしょうか。	ベンチマーキングのための指標の例示として示したものであることから、自大学の研究の強みや特色を表すための適切な指標を用いてください。 なお、ここでは、科学技術・学術政策研究

			所 (NISTEP) の「日本の大学システムのアウトプット構造：論文数シェアに基づく大学グループ別の論文産出の詳細分析」等でもちいられている指標を参考までに記載しています。
4-11	研究力の向上 戦略の骨子	「自然科学系」と記載がございますので、この定義は <b>ESI22</b> 分類に限定しているように推測されますが、この認識で正しいでしょうか。 <b>ESI22</b> 分類を想定していらっしゃるのであれば、分類のレンジが広いために各大学の特徴を示す分野が埋もれてしまう可能性があると考えています。 また、被引用数に関する指標として、「 <b>Top10%</b> 補正論文数」となっておりますが、 <b>NISTEP</b> が用いている補正を行う必要があるのでしょうか。 <b>WEB of Science</b> を契約していない大学と契約がある大学では、分類方法が異なると思いますが、例示としてお示しいただいているという理解でよろしいでしょうか。	ベンチマーキングのための指標の例示として示したものであり、自大学の研究の強みや特色を表すための適切な指標を用いてください。 <b>WEB of Science</b> に限定しておりません。
4-12	研究力の向上 戦略の骨子	【様式3-1】1. 研究力の向上戦略の骨子(2)の青字部分の説明で「論文創出数や論文の被引用数 ( <b>Top10%</b> 補正論文数の割合や自然科学系の全論文数に占めるシェアを含む)」とあります。対象期間は過去何年間を想定しているかご教示いただけないでしょうか	対象期間について特段の定めはありません。 現状の強み・特色となっている研究力や今後の発展可能性を示すポテンシャルを示すものとして適切な期間を設定して記載してください。
4-13	研究力の向上 戦略の骨子	参考資料1と2は記載例が同じ表記ですが重複して記載しても良いでしょうか。	参考資料1は研究拠点に係る実績を記載していただくことを想定しており、参考資料2は研究拠点以外の研究力向上に係る大学の実績を記載していただくことを想定しています。
4-14	研究力の向上 戦略の骨子	参考資料1と2は、公的外部資金の獲得実績は提案大学のみでしょうか。連携大学も含めて良いでしょうか。	当該欄には、提案大学の獲得実績を記載してください。 連携大学の強みとして個別事業の獲得実績を示される場合には、【様式3-1】の1.(6)の欄に記載するようにしてください。
4-15	研究力の向上 戦略の骨子	本事業を活用して本学の研究力を強化する計画ですが、本事業(後日公募予定の促進事業の申請も含めて)の中に、共創の場・WPIの拠点活動を含める必要があるでしょうか。 あるいは共創の場・WPIの拠点活動と本設備事業・促進事業は平行に進め、両者を結び付け総合的に本学の研究力の強化を進める計画でもよろしいでしょうか。	総合振興パッケージの改定版 p.14にあるように、強みや特色ある研究拠点等をベースに、ビルド&スクラップによる体質改善を促すことで、求められる機能を全体として強化し、支え続けるために必要な経営力を培っていただくことを想定しています。 計画の策定にあたっては、上記の趣旨を踏まえ、共創の場形成支援プログラムやWPI等の強みや特色ある研究拠点をどのように活用するかを検討してください。
4-16 ※3/7 追加	研究力の向上 戦略の骨子	参考資料1と2において、支援額(総額)は当該採択課題における連携機関も含めた全機関への支援総額を記載するのでしょうか。	当該欄には、提案大学が支援を受けた金額の支援期間中の総額を記載してください。提案大学が代表機関となっている採択課題であっても、他機関に対する支援額は本表の支援額に含めることはできません。

			また、必ずしも提案大学が当該採択課題における代表機関である必要はありませんが、提案大学が代表機関でない場合は、採択課題名に代表機関を括弧書きで付記し、採択課題全体ではなく提案大学が支援を受けた額を支援額として記載してください。
5-1	事業の効果	【様式3-2】2. 提案大学の研究力の向上戦略の実現に向けた施設整備の必要性・成果の見込み (2) 施設整備の成果の見込みについて、指標①ならびに②の西暦年数の記載範囲にイメージはありますでしょうか。3、5、10年後のイメージで記載してよろしいでしょうか。	記載範囲に制限はありませんが、強化促進事業の支援が、研究力の向上した10年後の大学ビジョンの実現に向け、5年間の支援を行うものですので、可能な範囲で向上戦略の実行後、5年後、10年後の効果は盛り込むようにしてください。
6-1	採択・対象経費について ※3/7 追記	連携大学と連携しつつ、提案大学又は連携大学にまとめて施設を整備する場合、最大20億円程度の補助が提案大学のみになされるような申請も可能ということ間違いはないでしょうか。それとも、提案大学にまとめて施設を整備する場合も、1大学当たりの補助上限額は10億円になるでしょうか。	提案大学にまとめて施設を整備する場合、当該施設を利用する大学は参画機関という整理になります。 ご質問の場合について、参画機関と連携しつつ、提案大学にまとめて施設を整備する場合、最大20億円程度になります。なお、連携大学にまとめて施設を整備する場合も、最大20億円程度の支援規模となります。
6-2	採択・対象経費について	提案大学が、国際卓越研究大学へ申請予定の国内大学(参画機関)とともに申請した場合、提案大学の補助額は最大20億円程度となるでしょうか。それとも、参画機関とともに申請しても、補助上限額は10億円のままとなるでしょうか。	ご質問の場合について、最大20億円程度になります。
6-3	採択・対象経費について	連携大学を含めた複数の施設整備を申請する場合、採択はするが一部施設は支援不可ということはあるでしょうか。あくまで提案全体で採択の可否が判断されるでしょうか。	審査の結果、一部の施設について不採択とすることや計画変更を依頼する条件付き採択となることもあります。 特に連携大学において施設整備を行う場合には、提案大学の研究力向上に必要な理由ご説明ください。
6-4	採択・対象経費について	事業の規模感として、数千万円程度となった場合など、小さ過ぎるということはあるでしょうか。	ありません。研究力の向上戦略の実現にあたって、当該施設整備が必要ということを説明ください。
6-5	採択・対象経費について	対象となる経費について、補助対象となる契約時期はいつでしょうか(審査結果の公表後、交付決定後など)。 また、設計業務委託等の契約締結が可能なタイミングは、①審査結果の公表時点、②予算の示達(予算内示)、③交付決定後のいずれでしょうか。	交付決定後に契約して頂くものが対象になります。 ただし、例えば、設計業務委託費用について、交付決定前であり変更の可能性がある旨を明示した上で、採択通知後に公告を行うことは可とします。 なお、設計業務費用以外の費用については、対応が異なる場合もありますので、個別にご相談ください。 また、契約予定時期について、例えば公告時など事前の設定が必要な場合においても、文部科学省が交付決定を行う予定の時期もご留意いただきながら、設定するようにしてください。
6-6	採択・対象経費について	採択後の事業の着手が可能となる時期は、交付申請後の4月中下旬以降でしょうか。それとも、交	事業の内容によりませんが、交付決定後に契約していただくことを想定していま

		付決定後の5月中下旬以降でしょうか。	す。
6-7	採択・対象経費について	公募要領 p.2 の対象経費に、土地購入費は記載がないですが、土地購入費も補助対象ということでしょうか。	施設の新設及び既存施設の取得に係るものとして補助対象になります。ただし、土地の取得に要する経費が過大となり、整備する施設の機能・効果が十分でないといったことがないようにご留意ください。
6-8	採択・対象経費について	公募要領様式別添の施設全体の経費の中において、「不動産購入費」というものがあります。以前に購入した土地について支援の対象となるでしょうか。	交付決定前に取得しているものについては、支援対象となりません。
6-9	採択・対象経費について	令和2年度、令和3年度にかけて既存施設を改修し、コワーキングスペースを整備したのですが、当該施設を更に改修することも本事業の対象となるでしょうか。	事業の趣旨を踏まえた改修を行うものであれば、可能です。一方で、既存の改修等については、他の補助金等を活用している場合には、財産処分の手続きについて既存の補助金等の取扱いをご確認いただくなど、ご注意ください。
6-10	採択・対象経費について	既存建物や既存工作物の解体・撤去費や外構工事費は対象経費となるでしょうか。	施設整備にあたって必要な費用として、解体撤去費用や側溝・囲障等の外構工事費も対象となります。
6-11	採択・対象経費について	例えば、建築予定地に既存施設の配管等がある場合などに、それらの撤去や配管のルート変更等の工事にかかる経費は補助対象となるでしょうか。	施設整備にあたって必要な費用として対象となります。
6-12	採択・対象経費について	全体的な研究力向上の整備のなかで、既存インキュベーション施設の機能向上（HEPA フィルタ付空調への転換、電源容量強化）にかかる経費は対象となるでしょうか。	施設整備にあたって必要な費用として、施設整備と共に行うものであれば、対象となります。
6-13	採択・対象経費について	研究力向上の目的を達成するため、複数の既存施設（同一県内の複数キャンパス）の研究施設の改修は対象経費として認められるでしょうか。	事業趣旨に沿っていれば、対象になります。なお、1つの大学に複数の施設を整備する場合についても、同じ大学に整備する場合は、【様式3-1】等、様式については、1つにまとめて記載するようにしてください。
6-14	採択・対象経費について	「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」の公募について、対象となる経費として「施設の新設及び既存施設の増改築・改修・取得に係る経費」とありますが、例えばオープンイノベーションを推進するためのコワーキングスペースに設置する机・椅子等は経費の対象になるでしょうか。	机や椅子など、施設整備に付随するものでない場合には、対象になりません。
6-15	採択・対象経費について	対象となる経費の範囲について、既存施設の改修にあたり、既存施設から他の施設に移行する機能がある場合、その移行先の改修は対象となるでしょうか。	移行先の改修が、研究力の向上戦略に直接的に関連するものであれば、支援の対象となります。
6-16	採択・対象経費について	既存駐車場部分に新築を計画中です。新築によってなくなる駐車スペースについて代替駐車場を補助金で整備してよろしいでしょうか。	研究力の向上戦略の実現にあたって直接的に必要な費用ではないことから、認められません。
6-17	採択・対象経費	例えば、スポーツ系の研究において、グラウンド	研究力の向上戦略の実現にあたって直接

	について	などの新設・改修が必要な場合でも補助金の対象となるでしょうか。	的に必要な費用なのであれば、対象となります。
6-18	採択・対象経費について	RI 施設を事務室へ用途変更することを計画していますが、放射線関連施設の廃止に伴う汚染検査や除染作業は補助金の対象となりますでしょうか。	基本的には撤去費用等に類する費用だと考えられることから、補助対象になりえると考えられますが、個別にご相談ください。
6-19	採択・対象経費について	例えば、病院施設（空き病棟）を改修し、産学連携の実証の場として整備する費用は対象となるでしょうか。	施設整備にあたって必要な費用として対象となります。
6-20	採択・対象経費について	データ基盤構築費用は、今回の補助金の対象となるでしょうか。	本事業については建物の整備を対象としていることから、本事業の対象にはならないと考えられますが、具体的には個別にご相談ください。
6-21	採択・対象経費について	公募要領様式 p.10 の運営費用について、例えば、<人件費など>について運営費用に入るでしょうか。運営費用には、<建物の運転管理費>、<光熱水費>などを想定しておりますが、妥当でしょうか。	(1) の表や (2) 以降についても、維持管理に必要な資金を記載ください。一方、(1) の「運用」にあたっては、専門人材の配置等など、施設整備の目的を達成するために必要なソフト面での整備も必要であることから、それも含め記載するようにしてください。
6-22	採択・対象経費について	【別添 1-3】本事業により整備する施設全体の規模・機能・経費等に「附帯設備工事を含む」とありますが、この附帯設備は国立大学法人等施設整備費補助金での区分と同じく、サイン、ブラインド、ドラフトチャンバー、配管等の工事が必要な実験台、実験流し等を含めることは可能でしょうか。	研究力の向上戦略に関連する施設整備として必要と判断されれば、対象となります。
6-23	採択・対象経費について	補助金額は、10/10 となるでしょうか。	10/10 の定額補助となります。なお、それを超える部分については、自己資金等を活用し整備いただくことは可能です。
6-24	採択・対象経費について	施設整備に際し、新築を念頭にしていた内容として申請していたが、減額された金額により採択された場合に改修による整備などに変更することは可能でしょうか。	補助金額を踏まえた上で、研究力の向上戦略を達成するために効果的・効率的な方法への変更と判断されれば、変更いただくことは可能としたいと思いますが、場合によりますので、採択後、個別にご相談ください。
6-25	採択・対象経費について	建物の建替を行う場合、当初の建物に入っていた教員や設備について、別の建物に一時退避する必要性が生じ、移転費が発生しますが、これについては対象経費として認められるでしょうか。また、認められる場合、 ①一時移転先を学外に設定する場合の施設賃料は対象経費として認められるでしょうか。 ②特有の設備を要する研究室の一時移転先として、学内に仮設物を設置する場合の費用は認められるでしょうか。	別の建物に一時退避する必要性が生じた組織や機能が、研究力の向上戦略の実現にあたって必要な組織や機能である場合は、移転費を対象とすることができます。①及び②の場合についても同様です。
7-1	審査・手続き・繰り越し	申請意思の表明をした後、申請を取り下げることは可能でしょうか。	可能です。申請しないことが明らかになった時点で早急に文部科学省担当者にお知らせください。

7-2 ※3/7 追記	審査・手続き・ 繰り越し	4月4日または6日に行われる可能性のあるヒアリングについて、機関側の出席者、開催形式をご教示いただけないでしょうか。	開催形式はオンラインを想定しています。大学の研究力向上戦略について責任をもって回答が可能な者（学長又は担当理事等を想定）をご対応ください。 なお、提案大学だけでなく、連携大学についても出席を求めます。出席者は、提案大学と同様に学長又は担当理事等を想定しています。 参画機関については、文部科学省から同席は求めませんが、希望する場合は任意の出席者がヒアリングに同席していただいても構いません。 なお、参画機関のうち、本事業により整備する施設を活用し、かつ、複数の申請に関わる大学に対しては、各申請内容の妥当性や実現可能性、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果をヒアリングにおいて確認する場合があります。その場合の出席者は、公募要領様式 p.2 の責任者として記載した、施設の整備や利用を含めて、提案大学と連携した研究力向上に係る活動を行うことに責任を有する者を想定しています。
7-3	審査・手続き・ 繰り越し	施設整備を行う場合に、発注方式の制限があるようでしたらご教示いただけないでしょうか。（設計・施工一括方式など）	制限はありません。
7-4	審査・手続き・ 繰り越し	補助金の取扱いについて、施設整備を行う場合、国立大学法人等施設整備費補助金と異なる点はあるでしょうか。	国立大学法人等施設整備事業の取扱いも参考としながら制度設計等を行っておりますので、基本的には同様となりますが、質問事項によっては異なるものもあることから、不安に思われる点については、具体的にご質問・ご確認ください。
7-5	審査・手続き・ 繰り越し	補助金の事業執行にあたり、要領や手引き等がありましたら、参考にご提供いただけないでしょうか。	交付要綱を公表いたしましたので、ご参照ください。
7-6	審査・手続き・ 繰り越し	補助金は単年度（あるいは複数年度にまたがる）のものでしょうか。本事業の補助事業完了期限は、令和5年度末という認識でよろしいでしょうか。	単年度で令和5年度末までとなります。
7-7	審査・手続き・ 繰り越し	令和4年度から令和5年度へ文部科学省内で予算が繰越された後に、大学に交付決定されると思いますが、交付決定後、大学が令和5年度から令和6年度に繰り越す必要になった場合は、再繰越、つまり事故繰越が必要になるという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
7-8	審査・手続き・ 繰り越し	事故繰越の承認条件としては、どのようなものがあるでしょうか。	詳細は「繰越しガイドブック（改訂版）」（令和2年6月、財務省主計局司計課）を参照ください。なお、現段階で予測できる事項は事故繰越の理由とならないので、その点ご注意ください。
7-9	審査・手続き・ 繰り越し	当該事業は令和4年度補正予算に係るものと思いますが、公募要領上のスケジュールでは令和5	文部科学省において明許繰越の手続きを済ませています。

		年5月中下旬に交付決定となっています。これは予算の取扱いとして問題ないでしょうか。	
7-10	審査・手続き・繰り越し	公募要領様式 p.7【様式3-2】1. 整備する施設の概要「③整備工程表」の箇所に「※事業実施期間は、令和6年3月31日までです。」とあります。施設の新設の場合、1年間弱で事業を完了するのはなかなか困難かと想定しますが、令和6年度への繰り越しは難しいでしょうか。	令和5年度中に整備が完了することを前提に、それに向けた計画を提出してください。
7-11	審査・手続き・繰り越し	事業実施期間で施設整備が終わらなかった場合の取扱いはどうなるでしょうか。	事業実施期間中に完了しなかった場合、事業の進捗状況や遅れた理由等によっては、文部科学省と財政当局で予算の繰越協議が必要になるものと考えています。具体的な対応については個々の状況で異なりますので、そのような事態が判明した時点で速やかに担当までご相談ください。
7-12	審査・手続き・繰り越し	経費について、概算払いも可能でしょうか。	可能にする方向です。手続きやスケジュール等については交付決定後、改めてお伝えする予定です。
8-1	採択後の変更	申請書別添において計上した不動産購入費、調査設計費、建設工事費、外構工事費について、項目間における事業費の変更（流用）は可能でしょうか。	可能です。 ただし、採択後の手続きについては改めてその際にお伝えしますが、申請書において計上した項目別の費用をベースに施設整備費（工事費）、附帯事務費（設計委託料、事務費等）、不動産購入費の区分で交付申請いただくこととなります。 交付決定後の計画変更については、交付要綱の第10条をご確認いただければと思います。
8-2	採択後の変更	公募要領様式の別添について、整備する施設の図面（略図）申請書に記載する整備面積について、実施設計を進めていくうえで変更があった場合は、変更可能でしょうか。上記について、計画変更が必要となる条件はあるでしょうか。	基本的には変更可能です。一般的に、事業の目的を変えず、変更にあたっての具体的・論理的な理由があれば問題ないと考えますが、個別のケースにより異なりますので、そのような変更が必要だと判明した時点で速やかに文部科学省担当者にご連絡ください。 また、計画変更については、交付要綱第10条に基づき計画変更の手続きが必要となりますので、その点にご留意ください。
8-3	採択後の変更	整備する施設の内容について、構想中の略図でも可とありますが交付申請時と実績報告時とでどの程度までの変更が認められるでしょうか。	一般的に、事業の目的を変えず、施設の内容の変更にあたっての具体的・論理的な理由があれば問題ないと考えますが、個別のケースにより異なりますので、そのような変更が必要だと判明した時点で速やかに文部科学省担当者にご連絡ください。
8-4	採択後の変更	大学が文部科学省の本事業費により既存建物を特定の目的とする施設に改修した場合に、例えば申請時には計画がなかったものの、例えば、改修10年後以降に国とは別の財源で類似目的の建物を新築することになり、その際に文部科学省の補助で改修した古い建物を取り壊すことは十分に起こりえると考えております。	本事業により整備した施設については、交付要綱第20条にありますとおり、財産処分の制限がかかることとなります。 各項目で財産処분을制限する期間は異なることから、平成14年3月25日文部科学省告示第53号をご参照ください。

		その場合に取り壊しに文部科学省からの許可が必要なのでしょうか。取り壊しが許可されるまでの使用期間の目安はあるのでしょうか。	
--	--	---	--